

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇六三号  
三月一日

(金曜日)

## 目次

### 告示

道路区域の決定……………一  
道路区域の変更(三件)……………一  
道路の供用開始(二件)……………二  
屋外広告物を禁止する地域等の指定に関する告示の一部改正……………三  
公安委員会告示……………三  
指定講習機関の代表者の氏名変更……………三  
監査公表……………四  
公告……………四  
平成三十一年度全期技能検定の実施……………九  
平成三十一年度前期技能検定の実施……………一一

### 告示

**大分県告示第九十一号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。  
その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
------------	-----	-------	-----

平成三十一年三月一日

大分県報(告示)

一

一般国道四四二号	豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から豊後大野市朝地町坪泉字尾久保二二九番二地先まで	四三・〇 一〇・五	メートル	一、五一九・六
豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで	竹田市大字挾田字日久三〇三九番二地先から竹田市大字会々字七里一四六五番二まで	三九・〇 九・七	メートル	三、六八〇・〇
豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで	豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで	五八・〇 七・八	メートル	二、一七八・九

**大分県告示第九十二号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考	
久見線	県道臼杵津	後	A	一五・〇 六・八	一、四一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		前	A	一五・〇 六・八	メートル	
					メートル	

白杵市大字白杵字浜七〇 二番一九から 白杵市大字板知屋字水ヶ 浦一二八番四まで		B	三七・〇 〽一〇・〇	一、四一〇・〇	う。
--	--	---	---------------	---------	----

大分県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
目線 県道野津宇	白杵市野津町大字白岩字戸屋平六八二番二から 白杵市野津町大字白岩字戸屋平七三五番二まで	前	メートル 〽一〇・〇 〽五・五	メートル 三二九・〇
	白杵市野津町大字白岩字戸屋平六八二番二から 白杵市野津町大字白岩字戸屋平七三三番一地先まで	後	一二・二 〽五・五	三二九・〇
県道大泊浜 徳浦線	白杵市大字風成字浜六〇二番一〇から 白杵市大字風成字久保九六一番二地先まで	前	一一・三 〽四・八	五三〇・〇
		後	三六・八 〽四・九	五三〇・〇

大分県告示第九十四号				
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。				
その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。				
平成三十一年三月一日				
大分県知事 広瀬 貞				

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
代線 県道四浦日	津久見市大字四浦字小河原二〇七五番三地先から 津久見市大字四浦字鳩浦一五〇二番三まで	前	メートル 〽一八・〇 〽六・二	メートル 六八〇・〇
		後	一八・〇 〽八・一	六八〇・〇

大分県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道津久見野津線	白杵市大字乙見字川平二五三二番二〇から 白杵市大字乙見字川平二五三三番二まで	平三一・三・一

大分県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道大泊浜徳浦線	臼杵市大字風成字天神崎九三〇番四地先から 臼杵市大字風成字久保九六一番二地先まで	平三一・三・一

大分県告示第九十七号

屋外広告物を禁止する地域等の指定（昭和四十六年大分県告示第七百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の表の国道五七号の項中「朝地インターチェンジ（同市朝地町下野字上牛ヶ迫一四四番一）」を「竹田インターチェンジ（竹田市大字会々字平一二〇三番）」に改め、同表の国道二二二号の項中「中津インターチェンジ（同市三光西秣字市郎迫二二七三番三）」を「田口インターチェンジ（同市三光田口字西荒田七三二番二）」に、「本耶馬溪インターチェンジ」を「本耶馬溪インターチェンジ」に、「本耶馬溪町」を「本耶馬溪町」に改める。

三の一の表の国道五七号の項中「朝地インターチェンジ（同市朝地町下野字上牛ヶ迫一四四番一）」を「竹田インターチェンジ（竹田市大字会々字平一二〇三番）」に改め、同表の国道二二二号の項中「中津インターチェンジ（同市三光西秣字市郎迫二二七三番三）」を「田口インターチェンジ（同市三光田口字西荒田七三二番二）」に、「本耶馬溪インターチェンジ」を「本耶馬溪インターチェンジ」に、「本耶馬溪町」を「本耶馬溪町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、二の表の国道二二二号の項の改正規定（「中津インターチェンジ（同市三光西秣字市郎迫二二七三番三）」を「田口インターチェ

平成三十一年三月一日

ンジ（同市三光田口字西荒田七三二番二）」に改める部分に限る。）及び三の一の表の国道二二二号の項の改正規定（「中津インターチェンジ（同市三光西秣字市郎迫二二七三番三）」を「田口インターチェンジ（同市三光田口字西荒田七三二番二）」に改める部分に限る。）は、平成三十一年三月三日から施行する。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第21号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定による指定講習機関の代表者の氏名について変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 大分県自動車学校			
名	称	変 更 前	変 更 後
		公益財団法人 大分県交通安全協会	幸重 綱二
代表者の氏名		杉原 正晴	
変 更 年 月 日		平成30年9月12日	
2 佐伯自動車学校			
名	称	変 更 前	変 更 後
		一般財団法人 佐伯自動車学校	安藤 茂
代表者の氏名		柳井 二生	
変 更 年 月 日		平成30年4月16日	
3 亀の井自動車学校・鶴崎			
名	称	変 更 前	変 更 後
		山口産業株式会社	亀の井自動車学校・鶴崎
代表者の氏名		山口 巧	
変 更 年 月 日		平成31年2月1日	
4 亀の井自動車学校・竹田			
名	称	変 更 前	変 更 後
		株式会社 竹田自動車協会	
代表者の氏名		山口 巧	
変 更 年 月 日		山口 努	

大分県報（告示・公安委員会告示）

変更年月日	平成31年2月1日
5 亀の井自動車学校・臼杵	
名	山口産業株式会社 亀の井自動車学校・臼杵
代表者の氏名	変更前 山口 巧 変更後 山口 努
変更年月日	平成31年2月1日
6 大分自動二輪車教習所	
名	称 有限会社 大明工業 大分自動二輪車教習所
代表者の氏名	変更前 山口 巧 変更後 山口 努
変更年月日	平成31年2月1日

### ○ 監 査 公 表

#### 監査委員公表第634号

平成30年12月4日付(カ)監査第455号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。  
平成31年3月1日

大分県監査委員 首 藤 博 文  
大分県監査委員 長 野 恭 子  
大分県監査委員 元 吉 俊 博  
大分県監査委員 馬 場 林

		措置状況 過大徴収金については、平成30年12月27日に使用者へ還付済み。 今後は、数年に一度の業務について一覧表を作成の上、引継ぎの漏れを防ぐ。 なお、複層的なチェックを行うため、引継時に班総括にも一覧表の説明を行う。
(知事部局・生活環境部)		
生活環境企画課	平成30年6月1日 平成30年7月12日	指摘事項 平成28年度大分県交通安全推進協議会補助金について、額の確定事務の遅延を昨年度の監査で指導されていたにもかかわらず、監査日現在においていまだ行われていなかった事例が認められた。 措置状況 事務処理の進捗状況を改めて確認し、額の確定事務を完了した。 今後は、事務処理を適時・適切に実施するよう進捗状況の確認を事業担当と総務担当の相互で行う。確認方法については、進捗状況を管理するフローチャートにより、双方で確認を行うこととする。
(知事部局・商工労働部)		
経営創造・金融課	平成30年6月19日 平成30年7月20日	指摘事項 大分県中小企業高度化資金貸付金について、違約金に係る調定が年度を超えて遅延している事例が認められた。 措置状況 遅延している違約金については平成29年10月27日に調定済み。現在は、担当職員と

1 指摘事項	
監査対象機関 (知事部局・企画振興部)	監査実施日 監査結果の指摘事項及びその措置状況
芸術文化スポーツ振興課	平成30年7月11日 平成30年8月3日 指摘事項 行政財産の目的外使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、過大に徴収している事例が認められた。

		専門員によるダブルチェックにより、完済時のチェックを強化している。	
(知事部局・会計管理局)			
用度管財課	平成30年7月25日 平成30年8月23日	指摘事項 庁舎清掃業務委託契約と庁舎機械警備業務委託契約について、検査調書の作成に代わるものである受託者からの業務実施結果報告書の回覧決裁が行われておらず、また、報告書に報告されていない項目があるにもかかわらず、実施の確認を行わないまま支払手続を行うなど、履行確認が不十分な事例が多数認められた。	
措置状況 平成30年6月4日に各地方機関の庁舎管理者あて委託業務の実施計画の承認及び報告書の検査体制について徹底するよう通知するとともに、監査を受け平成30年10月17日に清掃業務の履行確認を徹底するよう通知した。		更に用度管財課においても各地方機関で実施計画どおりに履行確認しているか確認できるよう報告書の様式を改善するとともに、集約化による用度管財課と地方機関の役割分担を庁舎管理マニュアルに明記して、そこが生じないような体制づくりを行う。	
		なお、清掃の実施状況を改めて確認した結果、3地方機関で定期清掃や害虫駆除の実施を確認できなかったため、受託者から348,772円を返納させるとともに、2月間の指名停止を行うこととした。	
2 注意事項			
監査対象機関		監査実施日	
(知事部局・総務部)			
人事課	平成30年7月17日 平成30年8月9日	注意事項 資金前渡による講習会受講料の支出について、精算手続が遅延している事例が認められた。	
措置状況 資金前渡精算の処理状況を整理した資金前渡一覧表を集中化所属及び人事課で共有する。具体的には、資金前渡をした時に集中化所属でその内容を入力し、資金前渡精算書を起票した時に人事課で精算確認のチェックを入力する。 また、人事課と集中化所属の担当者が、一覧表を週一回確認し精算手続の漏れを防ぐ。			
(知事部局・商工労働部)			
商工労働企画課	平成30年6月15日 平成30年7月20日	注意事項 普通財産の貸付料について、前年の地価公示標準価格により算定を行ったことから、過小に徴収していた事例が認められた。	
措置状況 本年の地価公示標準価格に基づき変更契約を締結し、差額分を平成30年9月6日付けで徴収した。 本年の地価公示標準価格が公示される前に賃貸借契約についての起案を行わなければならない必然性は認められなかつ			



		た。再発防止策として、賃貸借契約の起案を当該年の地価公示標準価格公示確認後にしよう徹底する。
工業振興課	平成30年6月18日から平成30年6月19日まで 平成30年7月20日	注意事項 使用されていない携帯電話について、契約を解約することなく使用料を払い続けている事例が認められた。  措置状況 平成30年7月6日付けで解約した。 今後は、所属長以下今回の事例を共有し、同様の事例が発生しないよう適正な事務処理に努める。
(知事部局・農林水産部)		
農地活用・集落営農課	平成30年7月18日 平成30年8月20日	注意事項 役務提供契約について、年度内に履行が完了していないにもかかわらず、当該年度予算により支出している事例が認められた。  措置状況 班総括会議で問題点と防止対策を情報共有するとともに、班員に対して再発防止を徹底した。 今後は、会計年度の取扱いについて十分に留意し、十分な履行期間を確保する。
園芸振興課	平成30年7月20日 平成30年8月20日	注意事項 活力あふれる園芸産地整備事業について、補助対象事業費の算定を誤ったため、補助金を過大に支出している事例が認められた。
		措置状況 現在、過大交付となった補助金について、市町村と返還手続を進めているところである。 再発防止に向け、事業実施計画の認定時や補助金交付申請・変更交付申請等の各段階での確認について、チェックシートの活用と複数職員でのチェックの徹底・強化を図る。 また、補助事業者である市町村に対し、補助要件、事業実施手順等の説明に加え、補助対象事業費の算定基礎となる標準事業費の積算及び確認方法について、担当者会議を通じて再度十分な説明を行う。
		注意事項 時間外勤務手当について、週休日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。  措置状況 手当の未支給分は、勤務状況を確認し、8月26日に支給済み。 今後は、時間外勤務命令について適正に申請するよう全職員に周知するとともに、班総括をはじめ課室長のチェック機能をより厳格にし、同様の事例が発生しないよう努める。
(知事部局・土木建築部)		
河川課	平成30年7月3日 平成30年7月31日	注意事項 公務旅行に使用する自家用車について、職員から申請を受けていた登録手続を失



	<p>通勤手当の減額分について平成30年7月9日に返納済み。</p> <p>職員から提出された利用実績簿に誤りがある場合は、再提出させることで利用実績簿の自動計算に反映させて、ミス未然防止を図る。利用実績簿の確認においては、担当、副任及び総括の3名で確実に確認を行う。</p>	<p>められた。</p> <p>措置状況②          今後は、各種許可・貸付手続に漏れがないよう、担当班において情報共有や内部牽制などにより万全の体制で臨み、再発防止を図ることとする。          なお、平成30年度分の貸付手続については、適正に処理を行っている。</p>
<p>体育保健課</p>	<p>平成30年6月21日 平成30年7月18日</p> <p>注意事項①          高校給食調理業務委託契約について、国が定めた学校給食衛生管理基準及び委託仕様書で規定している調理業務従事者の細菌検査が規定の回数実施されていないほか、調理業務従事者報告書が県及び学校へ提出されていないなど、契約が適正に履行されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況①          監査後、直ちに委託業者に対し、本年度の調理業務従事者報告書の提出を求めるとともに、併せて調理従事者の細菌検査に関する確認及び指導を行った。          今後は、委託業者に対する指導を徹底するとともに、複数人で書類をチェックするなどの万全の体制で臨み、再発防止を図ることとする。</p> <p>注意事項②          任意団体への県有備品の無償貸付けについて、会計規則等で規定している部外貸付けの手続が執られていない事例が認</p>	<p>(警察本部)</p> <p>交通機動隊</p> <p>平成30年7月30日 平成30年8月23日</p> <p>注意事項          住居手当について、家賃等の支払額が契約額より少ないにもかかわらず、契約額で算定した住居手当を減額せず、過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況          平成26年4月より住居手当を計算し直し、差額分を職員より返納させることとし、返納金額(平成26年4月～平成30年7月)26,000円のうち、平成30年度分は10月分支給給与から遡及返納し、過年度分は納入通知書により当該職員が9月25日に返納を行った。          また、毎年調査が行われる「各種手当支給における確認」において、職員が提出した証拠書類を確認者及び会計担当者など複数の目で確実にチェックし、誤支給の防止に努める。</p>



○公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり平成三十一年度全期（随時実施する二級、三級及び基礎級）技能検定を実施する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随時実施する等級別検定職種

1 二級

機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作业法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作业に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製作に限る。）、紳士服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服縫製作業に限る。）、帆布製品製造、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、

平成三十一年三月一日

家具手加工作業に限る。）、建具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーリング防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装作業に限る。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

2 三級

機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科

大分県報（監査公表・公告）

目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法及び開閉制御器具組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法及びプラント配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業及びプラント配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

注 随時実施する三級の検定試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具

製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験によつて行う。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

随時実施する二級、三級及び基礎級の手数料は、一七、九〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十一年四月一日（月）から平成三十二年三月三十一日（火）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十一年四月一日（月）から平成三十二年三月三十一日（火）までの間で、大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

2 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）  
提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一  
大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

六 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する二級、三級及び基礎級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

七 その他

全期技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。したがって、随時実施する二級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとし、随時実施する三級の試験については、当該職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとし、随時実施する基礎級の検定試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。なお、不明な点については、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県

職業能力開発協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第一号の規定により、次のとおり平成三十一年度前期技能検定を実施する。

平成三十一年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施する等級別検定職種は、次の表に掲げるとおりとする。

等級	検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目
造園	園芸装飾		
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法		普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法		数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業法 構造物鉄工作業法		製缶作業 構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法 ダクト板金施工法		内外装板金作業 ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金加工法 打出し板金加工法		曲げ板金作業 打出し板金作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法		治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業
電子機器組立て	機械組立仕上げ法		機械組立仕上げ作業





年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、八、九〇〇円とする。

ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一、九〇〇円とする。

ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、二、九〇〇円とする。

(二) 実施期日  
平成三十一年六月七日（金）から平成三十一年九月十日（火）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所  
大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表  
実技試験の問題は、あらかじめ平成三十一年五月三十一日（金）に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料  
手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日  
検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。  
ただし、一の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

平成三十一年三月一日

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、フラワ―装飾 一級及び二級 造園、光学機器製造、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 一級及び二級 機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ 一級及び二級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワ―装飾 単一等級 路面標示施工、塗料調色	平成三十一年七月十四日（日） 平成三十一年八月二十五日（日） 平成三十一年九月一日（日） 平成三十一年九月八日（日）

(三) 実施場所  
大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

- 1 提出書類
  - (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
  - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 提出先  
大分市大字下宗方字古川千三十五番地一  
大分県職業能力開発協会

大分県報（公告）

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

平成三十一年四月三日（水）から同月十六日（火）まで。ただし、郵送による申請書は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料金は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、三級職種については平成三十一年八月三十日（金）、一級、二級及び単一等級職種については、同年十月四日（金）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに掲載し、本人宛書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、三級職種については平成三十一年八月三十日（金）、一級、二級及び単一等級職種については、同年十月四日（金）に本人宛書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

(一) 技能検定合格証書

特級、一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技

七 その他

技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。  
技能検定について不明な点は、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。